

6次産業化・農商工連携支援補助金

のご案内

当補助金は、農業者や農業者と連携する食品関連企業を対象に、農産品の加工・販売による新規事業展開や事業の拡大を支援するものです。

直売所を開設して農産品を販売したい

農産品の未利用品を活用できる加工用機械を導入したい

自慢の農産品を生かした飲食店を展開したい

直売所や飲食店をもっと広くPRするための広告を行いたい

農産物に含まれている機能性や栄養素を調べて販売に結び付けたい。

応援します

補助金の概要

補助対象者	農業者	新潟市に住所を有し、自ら米・野菜・果樹生産や畜産を営む個人、個人で組織する団体、共同販売経理を行う団体、農業を営む法人
	食品関連企業	新潟市に主たる事業所、製造拠点を有する食料品製造業者、農水産品加工業者
採択基準	農業者	農業経営改善計画認定者（認定農業者） 青年等就農計画認定者（認定新規就農者）
	食品関連企業	農業者と連携※して事業に取り組む中小企業者 ※原料仕入れのみは不可
	共通	・事業の新規・拡大であること ・生産・出荷、販売計画が整備されていること ・当該地区内で生産された農産物を使用すること ・食品衛生法、薬事法、建築基準法等各種関連法令との整合性が図られていること ・購入の場合は、導入した機械・施設の耐用年数が経過するまでは農業共済等の保険に加入すること
募集期間	4月1日（火） から 4月30日（水）【必着】	
補助対象事業費	15万円以上	例。 費用が300万円の場合 補助金は100万円、自己負担は200万円となります。
補助率	1／3以内	
補助上限金額	100万円	
募集数	・申請者多数の場合、審査基準に基づき審査を行い、採択の可否を判断します。 ・申請総額が事業予算総額に達しなかった場合は、二次募集を行うことがあります。	
支援内容	裏面 をご覧ください	

支 援 内 容

● 機械・施設整備支援

加工食品供給、地場農産物販路拡大、農産物等直売所、直飲・直食施設

● 販売支援

農産物等直売所、直飲・直食施設、地場農産物販路拡大

● 機能性成分調査支援

地場農産物販路拡大、加工食品供給

ご質問は

025-362-0151まで。

お気軽にお電話ください。



補 助 対 象 事 業

補助対象事業		補助対象者				補助対象経費
		農業者	食品関連企業			
機械・施設整備支援	加工食品供給	○	○	○	○	・機械（購入、リース（１年以内）、修理）に要する経費 ・施設（整備）に要する経費 ・その他、市長が認める経費 ※消費税、銀行口座等振込手数料及び旅費、人件費、また汎用性があり他の目的に転用できるものは対象外とします。
	地場農産物販路拡大	○	×	○	○	
	農産物等直売所	○	×	○	×	
	直飲・直食施設					
販売支援	農産物等直売所	○	×	○	○	・市場調査、広告・宣伝、食品検査、食品衛生・経理資格取得、経理・販売管理効率化、見本市・イベントへの出展、アンテナショップ・インショップの借店料（開設に要する経費を対象とし6カ月以内）に要する経費 ・その他、市長が認める経費 ※消費税、銀行口座等振込手数料及び旅費、人件費、また汎用性があり他の目的に転用できるものは対象外とします。
	直飲・直食施設					
	地場農産物販路拡大					
機能性成分調査支援	地場農産物販路拡大	○	×	○	○	・機能性成分・栄養成分等の定量分析 ・食品全般又は機能性成分等の安全性評価試験、機能性評価試験、関係論文の調査、機能性評価に関するシステムティック・レビューの作成 ・その他、市長が認める経費 ※消費税、銀行口座等振込手数料、また汎用性があり他の目的に転用できるものは対象外とします
	加工食品供給	○	○	○	○	

<お問い合わせ先> 新潟市農業活性化研究センター

〒950-1406 新潟市南区東笠巻新田3043-1

TEL 025-362-0151 FAX 025-362-0153 E-mail nogyoken@city.niigata.lg.jp

詳しくはWebで

新潟市農業活性化研究センター

検索

